

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

2018年(平成30年)3月13日

原告ら第13準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

本件訴訟の治水面における原告らの最終主張を行う。

第1 はじめに

1 本書面の位置づけ

本件訴訟の治水面における原告らの主張は、これまで、訴状、第3準備書面、第5準備書面、第7準備書面、第9準備書面で論じてきた。

もともと、本件訴訟の初期に作成された訴状や準備書面においては、原告らが、被告あるいは起業者たる長崎県から適切な資料を得ていなかったり、また、被告あるいは起業者が適切な主張をしていなかったりしたため、若干不正確なところがある。

そこで、原告らのほぼ最終的な主張を整理したものが第9準備書面である。本件書面は、この第9準備書面を前提に、治水に関して取り調べが行われた浦瀬証人の証人尋問の結果を踏まえて、最終の主張を行う。

2 本件訴訟における「治水の必要性」の位置づけ

この点、第11準備書面でも述べたとおり、本件事業における必要性は、利水

・治水のいずれかの観点から石木ダム建設事業の必要性が認められないならば、本件事業は取り消されなければならない。

そして、本件訴訟における「治水の必要性」は、利水の面と同様にやはり具体的でなければならない。本件訴訟における「治水の必要性」とは、石木ダム事業の正当性を基礎づけるものである。したがって、その内容は、石木ダム事業を行うことのデメリット(特に 13 世帯が無理やり、その意思に反して強制的に故郷を追い出され、故郷を喪失すること)と比較して優位するものでなければならない(土地収用法 20 条 3 号及び 4 号)。

したがって、被告が、具体的必要性を明確にすることができない限り(つまり「被告は一般的必要性を主張・立証すれば足り、具体的に必要性がないことを原告らが主張・立証しなければならぬ」わけではない)、「本件事業における『治水の必要性』は、本件訴訟において立証されていない」ことになり、本件事業は治水の観点からも取り消しを免れない。

3 本書面の目的

本書面では、被告の主張・立証は治水面からも何ら石木ダムの必要性を裏付ける具体的根拠を持つものではないことを明らかにする。

なお、主張・立証責任という点では、本来、被告が、証人尋問の結果を踏まえて(これまで言及していなかった書証の評価を加えて)、石木ダムによる治水の必要があるというレベルで行われる必要があり、他方、原告らは、「石木ダムによる治水が必要であることが明らかになっていない」反論で足りる。

もっとも、証人尋問の結果は、原告らがこれまで主張していたように、「石木ダムによる治水の必要性がないことが明らかに」しているので、原告らの主張・立証責任を超えて、そのことを指摘する。

以下、各争点を個別に論じる。

第 2 計画規模設定の恣意性

1 はじめに

原告らは、本訴訟において一貫して『長崎県は石木ダム建設という「結論ありき」で、その結論を導きだせるように川棚川水系河川整備基本方針において計画規模を1／100にした。』と指摘してきた。そして、平成29年12月5日に行われた浦瀬尋問を経て計画規模が恣意的に設定されたものであることが明らかとなった。

計画規模設定には、大きく分けて①長崎県評価指数策定の問題、②昭和50年の河道を基礎とした問題、③ダム計画とともに計画規模が変遷している問題があるが、以下、これまでの議論を整理するとともに、浦瀬尋問の結果を踏まえて恣意性を明らかにする。

2 長崎県評価指数策定の恣意性

(1) 長崎県評価指数の内容

長崎県は平成11年に長崎県二級河川重要度評価指数を設定している。内容は、次のとおりである。

	記		
計画規模	1/30	1/50	1/100
①氾濫面積 (ha)	30未満	30～70	70以上
②宅地面積 (ha)	10未満	10～40	40以上
③人口 (千人)	0.5未満	0.5～3	3以上
④資産額 (億円)	50未満	50～100	100以上
⑤工業出荷額 (億円)	3未満	3～30	30以上

長崎県は川棚川をこの表に当てはめると5項目中4項目（①②④⑤）が1／100に該当するため計画規模を1／100と設定したと主張している。

(2) 被告の主張のおかしさ

ア 全国的な基準や他の自治体の基準から乖離している点

まず、第1に、原告は、この長崎県評価指標について全国的な基準（国

土交通省河川砂防技術基準同解説（乙Ｃ第3号証）、中小河川計画の手引き（案）（乙Ｃ第2号証）、二級河川工事実施基本計画の手引き（甲Ｃ第8号証）や他の自治体で設定されている評価基準（香川県、三重県、群馬県（甲Ｃ第8号証～同10号証））と比較しながら、その恣意性を詳細に主張してきた（原告第2準備書面）。これらの他の基準と比較すると、長崎県の基準がいかにかけ離れはなれているか明らかである。評価のための5項目（上記①～⑤）が同じ数値であっても、長崎県評価指数を用いると計画規模が高く評価されるものとなっているのである。

この点、被告はこの評価指標について長崎県の地理的特性および過去の災害の履歴を踏まえ設定しており適正であるとの主張をし、「河川管理者には広範な裁量がある」と主張している。しかし、欲しい結論のために基準や数字の辻褄を合わせていくことを「裁量」とは言わない。

第9準備書面の表を再掲する。

記

川棚川	長崎県 評価指標 に基づく 計画規模	二級河川 工事実施 基本計画 の手引き	香川県 計画規模	三重県 計画規模	群馬県 計画規模
氾濫面積（ha） 472	1/100	1/30	1/30	1/30	1/5
宅地面積（ha） 59	1/100	1/30	1/30	1/30	1/10
人口（千人） 2.7	1/50	1/30	1/30	1/30	1/5
資産額（億円）	1/100	1/50	1/50	1/50	1/30

927					
工業出荷額（億円）70	1/100	1/30	1/50	1/30	1/5

この表をみると、二級河川工事実施基本計画の手引きの基準や他県の評価指数に川棚川の指数を当てはめた場合、そのほとんどの項目で計画規模1/30以下が該当する。長崎県評価指数の1/100とは雲泥の差がある。このかけ離れた差こそ、長崎県評価指標自体が過大な治水事業を推し進めるために恣意的に設定されたものであることを裏付けるものである。

イ 長崎県評価指数の作成経緯で川棚川のデータが組み込まれている点

しかも、長崎県評価指数は平成11年に作成されているが、この指標は「これまで整備を行ってきた県内各河川の数値を基に」（甲C14）作成されたものであるという（被告第2準備書面10頁参照）。浦瀬証人も長崎県評価指数について二級河川の工事実施基本計画を策定した河川のデータを基に指標を作成したと証言している（浦瀬反訳書1・10頁）。

そうすると、川棚川は平成9年には計画規模1/100との工事実施基本計画が作成されていたのであるから、平成11年の長崎県評価指数作成においても同川棚川のデータも基礎にされているはずである。そうであれば、「川棚川が1/100の計画規模である」というデータをもとに指標をつくって、そこに川棚川を当てはめれば川棚川の「計画規模が1/100」となるのはいわば当然である。浦瀬証人も、長崎県評価指数にそれ以前に工事実施計画が作成されていた河川に数値を当てはめた場合に、各河川の計画規模は「基本的には変わって無かったと記憶している」と証言している（浦瀬72項）。少なくとも変わった河川があったとの記憶はないのである。

川棚川の計画規模を定めるにあたって長崎県評価指数は指標たり得ない。

(3) 小括

以上のとおり、長崎県評価指数は川棚川のデータも基礎に作成されたものである上に、全国的な基準や他県の基準との乖離も著しい状況からすれば、長崎県評価指数は恣意的に計画規模が高く算出されるように定められたものと言わざるを得ない。

3 昭和50年の河道を基礎とした問題、

(1) 昭和50年の河道が基礎とされていること

長崎県評価指数を使うためには、①氾濫面積、②想定氾濫区域内の宅地面積、③想定氾濫区域内の人口、④想定氾濫区域内の資産額、⑤想定氾濫区域内の工業出荷額を基に計画規模を算定する必要がある。そして、②～④はいずれも「想定氾濫面積内」のもので算定されるため、概ね想定氾濫面積が大きくなればその他の数値も大きくなり、氾濫面積が小さくなればその他の数値も小さくなる関係にある（浦瀬42項）。したがって、いつの河道をもとに氾濫面積を算出するかによって、長崎県評価指数へ当てはめた場合の計画規模も全く異なる結果となる。

この点、長崎県は、この基礎として河道状況について河道整備が進んでいた平成17年の川棚川水系河川整備基本方針策定時ではなく、あえてまったく河道整備の進んでいない昭和50年の河道状況を前提としたシミュレーションをしているのである。

(2) 被告の主張のおかしさ

ア 河道選択・統計数値選択の恣意性

原告は、本件事業は平成17年の河川整備基本方針に基づく事業であるから平成17年時点の河道を基に想定氾濫面積をシミュレーションすべきであると考えている。これは至って普通の考え方である。本件事業は平成17年の河川整備方針に基づき行われるものであり（乙A2・石木ダム事業計画の事業認定申請書参照）、今回の事業が平成17年の河川整備基本方針に基づいて平成19年に策定された河川整備計画を上位計画におくものである

ことは浦瀬証人も否定できない（浦瀬8項，9項）。そして、平成17年の整備基本方針策定の段階において計画規模を1/100と確認し、1/100と決定したのである（浦瀬14項）。そうであれば、計画規模を決定する時点の河道、今回では平成17年の河道状況によるべきであることは極めて自然な考え方である。

この点、被告は事業計画が昭和50年に河道整備とダムとの組み合わせによる治水対策を進めてきたために昭和50年の河道を前提に想定氾濫面積を算出したと主張している。そして、それは河川計画の計画規模は事業を実施する前に決定することが文理上明らかであるからと主張している（被告第2準備書面・17頁）。

しかし、長崎県は想定氾濫面積のみ昭和50年で計算しながら、その他の項目（氾濫面積内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額）は平成17年直近の統計データを使用している（浦瀬54～58・甲C16・14頁以降）。被告は「河川計画の計画規模は事業を実施する前に決定することが文理上明らかである」と主張しているが、そうであれば想定氾濫面積だけでなく、その他の数値も昭和50年時点のものを基礎とすべきであるがそうはしていない。この点からも長崎県が河道や統計数値を恣意的に都合良く利用していることが分かる。

イ 降雨選択の恣意性

さらに、想定氾濫面積を算出するには、一定規模の雨を降らせたシミュレーションをする必要があるが、当然、どのような雨を降らせるかによっても氾濫面積が変わってくる。より多くの雨を降らせれば氾濫面積は増えるであろうし、降らせる雨が少なければ氾濫面積も少なくなる。ところが、どの程度の確率規模の降雨でシミュレーションするかについて他の河川と統一されていないのである（浦瀬81項以下）。

乙A第4号証（事業認定申請に係る参考資料（長崎県、佐世保市）Ⅱ-1

3「方針策定河川における計画規模決定に関する諸元表」）では、1/100、1/50、1/30の河川が整理されて一覧にされている。これを見ると計画規模1/100の河川では想定氾濫面積が大きい、1/50、1/30の河川になると想定氾濫面積が概して小さくなっている。仮に、すべての河川が1/100規模の降雨でシミュレーションをしていれば計画規模1/30の河川では氾濫面積は大きくなるはずであるがそうになっていない。これは、河川によってシミュレーションをする降雨の確率規模が異なることを意味する。

例えば、有喜川は計画規模1/30の河川であるが、一覧表では氾濫面積が「36.40ha」とされている。これは、昭和56年6月洪水の際の浸水面積である（甲C第29号証・有喜川水系河川整備基本方針）すなわち、有喜川は昭和56年6月洪水の実績値を基にシミュレーションし、その数値が長崎県評価指数に当てはめられているのである。

このように、使う基準（長崎県評価指数）は同じであるのに、降らせる雨の確率規模が異なっても良いのであれば長崎県評価指数は指標として意味をなさない。すなわち、長崎県が計画規模を上げたければ、より確率規模の高い降雨でシミュレーションをすれば想定氾濫面積が大きくなり、他の数値も大きくなる。反対に、計画規模を下げたければ降雨の確率規模を下げればよいのである。これは、まさしく長崎県が恣意的に好きな計画規模を作出できることを意味する。

ウ 河道断面が昭和50年のものか否かについての疑問

加えて、長崎県がシミュレーションの基礎とした河道断面が昭和50年のものか否かについても疑問がある（原告第5準備書面、同第7準備書面）。長崎県から情報公開により開示された資料によると改修前河道では流下能力が1/2～1/5にとどまっている区間が少なからずあり、1/2を下回っている区間さえある（甲C第16号証・6頁・図1.3.3）。それにも関わらず、現実には数年おきに洪水が発生する状況にはなっていない。こ

のことから長崎県がシミュレーションに使用した河道は、実は、昭和50年の原始河道ですらない可能性が高い。ちなみに、15年間、2年間に1度降る可能性のある雨が一度も降らない確率は、単純計算すると2の15乗であり、3万2768分の1の確率である。

しかも、長崎県に対して川棚川の堤防整備や河床掘削の河川改修の経過を知るため、長崎県に対して河川改修の経過を記録した工事台帳の開示を求めたところ、該当する資料が不存在ということで公文書不開示決定通知書が送られてきた（甲C第17号証）。工事台帳がなければ、改修が行われた時期と内容は不明であり、現況河道からさかのぼって長崎県が言う昭和50年当時の原始河道の状況を検証することすらできない。この点からもシミュレーションした河道が本当に昭和50年の原始河道であるのか疑わしいと言わざるを得ない。

また、原告は、昭和50年時点の航空写真から当時の河道幅を推定し、開示された原始河道の河道幅を算出し比較してみたが、川幅が最大で33m、倍率にして1.4倍～2.2倍の差が生じていることが分かった（甲C第30号証）

(3) 小括

以上のとおり、長崎県がわざわざ30年以上前（昭和50年）の河道を利用したのは、石木ダム建設の必要性を作出するため、具体的には計画規模1/100を導くためと言える。

4 ダム計画とともに計画規模が変遷している問題

(1) 計画規模の変遷

川棚川水系における計画規模は昭和33年頃に1/30であったものが、石木ダム建設事業に着手した昭和50年に突如1/100に変更されている（被告第4準備書面7～8頁）。ダム事業に着手したタイミングで計画規模が3倍以上にも拡大されている点は明らかに不自然である。この変遷を合理的に説明するとす

れば「1/100にしなければ石木ダムが作れなかったため」と考えるのが妥当である。

計画規模の変遷例でいえば、1級河川の本明川ダムについてもダム計画が持ち上がった平成3年に突如計画規模が1/80から1/100に変更されていることも付言しておく。長崎県ではダム計画が持ち上がると計画規模が変更されているのである。

(2) 被告の主張のおかしさ

この点、被告は「川棚川の計画規模の考え方については、昭和33年の河川改修着手時点においては、既往最大主義に基づき、既往実績の最大洪水である昭和31年8月の実績洪水対応とされていたが、昭和39年に制定された新河川法、昭和33年に制定された建設省河川砂防技術基準（案）計画編に沿って、既往洪水の降雨の超過確率規模、事業の経済効果並びに計画対象地域の重要度を総合的に考慮し、昭和50年には、計画規模を1/100と設定された」と主張している（被告第6準備書面・10頁）。

しかし、河川法自体に既往最大主義に基づき治水対策を行うべきとか、降雨の超過確率規模に基づき治水対策を行うべきとかの規定はない。したがって、昭和39年に新河川法が制定されたから1/30が1/100に変更されたというのは理由にならない。さらに、年超過確率の考え方は昭和33年制定された建設省河川砂防技術基準（案）計画編から導入されている（甲C25）。したがって、同基準（案）が制定された同じ年である昭和33年時点で川棚川は計画規模が1/30と定められ治水対策が行われていたのであるから同基準（案）に沿って計画規模を昭和50年に1/100に変更したとの主張はなおさら理由にならない。

また、仮に、新河川法制定により治水対策の考え方が変わったとして、それは昭和39年であり、昭和50年というそれから10年以上も経過した時点で計画規模を変更したという点もあまりに時期が離れ過ぎている。

この点は、浦瀬証人が関わっていない時期の話であるために浦瀬証人の尋問では触れられていないが、なぜ、石木ダム計画に着手した昭和50年にわざわざ計画規模を1/30から1/100に変更されたのかについて長崎県は合理的な説明をできていない。このこと自体が、長崎県が石木ダム必要との結論をだすために計画規模を変遷させたことを推認させる事実である。

(3) 小括

以上のとおり、計画規模の変遷のタイミングや変遷の合理的説明を被告ができていないこと点からも計画規模の恣意性を裏付けることができる。

5 小括

以上見てきたとおり、長崎県はいくつもの数字の操作をしてようやく計画規模を1/100という結論を導き出している。

具体的には、シミュレーションに昭和50年の河道を用いたこと、シミュレーションで用いた降雨が1/100規模の降雨がであったこと、長崎県評価指数が他の基準に比べて計画規模が高く評価されるように設定されていたことなどである。いずれも、石木ダムを建設するため「計画規模1/100」を導くためのものである。

長崎県が利用した数値は恣意的であり誤りである。そうであれば、事実認定の基礎となる数値に誤りがある以上、その他の論点を検討するまでもなく計画規模1/100を前提とした石木ダムは不要と言わざるを得ない。

第3 基本高水流量について

1 まず、これまでの双方の主張がどのようなものであったかを整理する。

(1) 前提となる被告あるいは起業者の主張

被告あるいは起業者たる長崎県は、実績降雨波形を引き伸ばして流量計算をしたところ、1/100年の確率で基本高水流量は1400 m³/秒となることを理由に、治水面から石木ダム事業は不可欠であるという。

(2) 原告らの主張

この主張に対して、原告らは次のとおりの問題点を指摘している。

ア 流量に最も影響のある 1 時間あたりの降雨強度（降水量）について何らの検討も行っていない。

仮に、3 時間当たりの雨量の確率のみの検討でよいとするのであれば、各降雨波形は 3 時間と 24 時間の降雨量につき 1 / 1 0 0 年の確率規模に相応する雨量に引き延ばされているであるから、あえて技術基準にて棄却検定を求めていることは無意味なものとなる。

イ 現実にそのような流量となる確率は、1 0 0 年に 1 度もの確率はない（計画規模と乖離した確率でしか生じえない）。

(3) 原告らの前項の主張に対する被告の対応

原告らの主張に対して、被告は、次のとおりの対応をしている。

ア 1 時間当たりの降雨量（降雨強度）の超過確率の検討の必要性については、基本高水流量の算定に際し、「洪水のピーク流量の支配的な継続時間」とは洪水到達時間を指し、川棚川の洪水到達時間は 3 時間である。そして、実績降雨を 1 / 1 0 0 の 3 時間雨量となるように引き伸ばしたものを対象降雨に選定しているから、洪水到達時間の雨量の年超過確率は 1 / 1 0 0 であるとして、1 時間当たりの降雨量の超過確率の検討の必要性はないとの主張をしている。

なお、(3 時間雨量だけを検討するとすれば計画規模に応じた引き伸ばしをしているから計画規模に応じた降雨量に必ずなるはずため)技術基準の棄却検定が無意味なものとなるとの指摘については、何ら具体的な主張・立証はなされていない。

イ 実際に基本高水のピーク流量となる確率については、原告側の確率計算について何ら具体的な反論・反証は行っていない。単に、実績雨量をⅢ型拡大により引き延ばし、その雨量を貯留関数法により流出計算を行った結

果、導き出されたものであるとの手続きの主張を繰り返し行っているのみである。実質的に生じる確率が $1 / 100$ 年である旨の主張・立証は一切なされていない。

(4) 以上のような対応状況の下で、被告は治水方針・整備計画の合理性を立証するために、浦瀬証人の証人尋問を申請し、実施された。

2 流量に最も影響のある1時間あたりの降雨強度（降水量）について何らの検討も行っていない点について

(1) 二つの論点

この点、3時間（洪水到達時間）の降雨量のみの検討でよいのか、それとも1時間あたりの降雨量（降雨強度）の検討が必要かについて、被告は前者のみで足りる旨の主張をしている（浦瀬証人も同趣旨の証言をする、浦瀬147項）。

ここでは、2つの論点がある。一つは起業者は洪水到達時間を3時間としているがこれに合理性があるか否かとの点である。もう一つは、3時間の雨量の確率の検討だけで足りるか、それとも1時間当たりの降雨量（降雨強度）の確率を検討まで必要かという点である。

これらの論点は、国土交通省河川砂防技術基準同解説計画編（乙C3）・32頁の「短時間に降雨が比較的集中しているパターンを引き伸ばした結果、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、対象降雨として採用することが不適当」との棄却検定の判定基準の解釈にて問題となっている。

(2) 証言内容

これらの論点に関連して、浦瀬証人は、次のとおり証言している。

① 本件では貯留関数法を用いており（浦瀬174項）、1時間当たりの降雨量が増えれば流出量は比例的に増加する（浦瀬181項）。

② 平成17年3月作成の石木ダム計画検討業務委託報告書中想定降雨（乙C26・II-51・最上部のグラフ）では、「12時過ぎくらい」「12時から1時の間」

が最大雨量となっている（浦瀬 190～193 項）。

③ 同報告書では、下部のハイドログラフ（流量の変化のグラフ）では（基準点山道橋地点の流量）「1 時とか 2 時前後」（13 時～14 時の間）が最大流量となっている（浦瀬 194 項）。

④ 洪水到達時間は、降雨が基準点までたどり着く時間である（浦瀬 195 項）。

(3) 洪水到達時間の論点

これらの証言では、前提として①本件では貯留関数法を用いているため、1 時間当たりの降雨量が増えれば流出量は比例的に増加する。そして、実際に、起業者が検討をした資料中でも、引き延ばし後の想定降雨（乙 C26・Ⅱ-51 上部グラフ）でも最大降雨量となる時間帯（12 時～13 時）の概ね 1 時間後（13 時～14 時）が 1 時間当たり最大の降雨量となっている（②～③）ところ、この時間帯に引き続く 12 時～13 時の時間帯に最大流量となっている。

1 時間当たり最大降雨量となり、基準点（山道橋）での流量が最大となるまで、すなわち、起業者は（降雨が基準点までたどり着く時間である）洪水到達時間（④）は 1 時間程度との算定を現に行っているのである（浦瀬 199～201 項）。

このため、起業者は貯留係数法を用いて流量計算をした際には洪水到達時間は 1 時間との結果を出している一方で、被告は何ら合理的根拠を示さず洪水到達時間は 3 時間であるとの主張をしているのである。

この二つの結論の矛盾について、浦瀬証人の説明は、「いろんなやり方をやってまして、その中でもばらつきがございます。その中で、3 時間ということを決めております」（浦瀬 202 項）と極めて抽象的な説明しかなさない。単に、「起業者が洪水到達時間は 3 時間と決めた」という結論だけを述べているに過ぎない。

結局、平成 17 年 3 月当時（甲 C26）、起業者は実際に流量のシミュレーションをなす際には、1 時間が洪水到達時間との算定を現に行っていながら、1 時間あたりの雨量（降雨強度）の超過確率の検討を回避すべく、洪水到達時間は

3 時間であるということに決めたのである。（なお、起業者が必死に 1 時間当たりの雨量の超過確率の検討を回避しようとしているか理由は、後述のとおり、1 時間あたり降雨（降雨強度）の超過確率が極めて低くなってしまうからである。）

(4) 3 時間の雨量の確率の検討だけで足りるかとの論点

ア 被告主張の理屈

この点、被告が「3 時間降雨の降雨量の（超過）確率が 1/1 0 0 年となっているから、1 時間当たりの降雨量（降雨強度）の（超過）確率の検討が不要である」とする論拠はこうである。「洪水のピーク流量の支配的な継続時間」は「洪水到達時間」のことであり「川棚川の洪水到達時間は 3 時間である」ことである。そして、技術基準における「洪水のピーク流量に支配的な継続時間」（洪水到達時間と読み替えている）内での降雨強度（降雨量と読み替えている）の超過確率」の検討は、3 時間（洪水到達時間）の降雨量の超過確率の検討をしているからそれで良いとの主張をしているのである。

イ 洪水到達時間を 3 時間とすべき理由に説明がなされていない事実

ところが、上述のように、洪水到達時間（最大降雨から最大流量までの時間的間隔）は実際には 1 時間であり、3 時間とすべき論拠はなく、前述のとおり浦瀬証人もこの点について合理的な説明は全くできなかった。

ウ 趣旨からの理解

技術基準が棄却検定を求めている趣旨は、本来であれば生じえない（生じる確率の低い）ような過大な流量（となるような降雨）を基礎に治水計画を策定することは問題（不合理）であるため、設定された降雨の降雨強度（1 時間あたり雨量）の超過確率を検討する必要があるとの点にある。

この点、浦瀬証人は、趣旨を尋ねる質問への回答をのりくらしと回避しようとする（浦瀬 147~150 項）が、異常な数値になってたら排除すべきとの点については認めるようである（同 151 項）。

技術基準の解釈においては、かかる趣旨を踏まえて解釈すべきである。すなわち、1 時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率を(少なくともピークの時間帯については)検討をしなければ現実的な流量(基本高水のピーク流量) 設定か否かが検討できない。なぜなら、前述のとおり貯留関数法を用いて流量を算出する場合、一定時間の降雨後は 1 時間当たり雨量と流量とは比例する関係にあるからである。かかる 1 時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率を検討して初めて現実的な流量か否かを検討することができるのである。

したがって、1 時間当たりの雨量(降雨強度)の超過確率を検討することを技術基準は求めていると解釈すべきである。

エ 二つの論点についての結論

以上のとおり、被告の 3 時間降雨の超過確率のみを計画規模の超過確率(1/100 年)と比較すれば足りるとの主張には、何ら合理的理由はない。

1 時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率を計画規模の超過確率と比較して初めて技術基準が求める棄却検定の検討をしたこととなる。

2 現実に基本高水流量として設定された流量となる確率は、100 年に 1 度もの確率はない点について。

(1) 前提

前述のとおり、本件整備方針では貯留関数法を用いており(浦瀬 174 項)、1 時間当たりの降雨量が増えれば流出量は比例的に増加する(浦瀬 181 項)。このため、1 時間当たりの想定する降雨量が生じて初めて想定する流量(基本高水流量)となる。言い換えると、基本高水流量として設定された流量となるのは、1 時間当たり最大雨量として想定した雨量が生じる場合のみである。このため、起業者が想定する 1 時間あたり最大雨量 138mm/h(浦瀬 249 項)となる確率を求めると、これが基本高水流量として設定された(基準点における)流量 1400 m³/秒が発生する確率となる。

このため、現実に基本高水流量として設定された流量となる確率は、この1時間あたり最大雨量138mm/hが生じる確率を検討することで明白となる。

(2) 1時間当たりの降雨量（降雨強度）の超過確率

それでは1時間当たりの降雨量（降雨強度）の超過確率は、どの程度であろうか。この点、原告は、その確率を求めた（甲 C20）。その結果は、1/100年（計画規模）とはかけ離れた1/500年～1/1000年であった。

これに対して、現在まで、原告にて算出した確率計算の結果について、何ら問題点や疑問点の指摘はしていない。浦瀬証人は甲 C20 号証を「見たことはあります」（浦瀬 216 項）と証拠として確認していながら、確認していない旨の証言をする（浦瀬 218～220 項）。

まず、被告が反論を一切行っていない事実は、被告としてはかかる確率計算に問題がないことを認めているからである。

次に、浦瀬証人が、確認すらしていないとの証言は、明らかに不合理である。なぜなら、被告代理人らは確率計算の専門家ではないから、常識的な対処としては甲 C20 号証については起業者長崎県に記載内容の合理性の検討を依頼するはずである。その結果、問題があれば当然ながら責任者かつ証人となった浦瀬証人には、証言の前に、書面中のこの点が問題であるとの報告はなされるはずである。また、浦瀬証人も治水の専門家である以上、かかる専門的な算定結果の書面を見たのであれば、その内容の合理性について気になるはずである。

にもかかわらず、浦瀬証人が漫然とこれを確認していないということは常識的に考え難い事象であり、その証言の信用性は極めて疑わしい。結局起業者において検討をなした結果、特に問題となるような点がなかったからこそ、浦瀬証人はかかる証言をし、また被告は反論・反証を一切行っていないのである。

(3) 起業者の想定する1時間あたり最大雨量

そして、起業者が事前に算定している 1/100 降雨の 1 時間降雨量は 110mm/h（甲 C28・2・29）であり、甲 C20 における確率年 100 の行の各数値と整合性がある（適合度の高いものは近似値となっている）ことは一見して明らかである。したがって、起業者の想定する計画規模の 1 時間あたり最大雨量と、原告の想定する 1/100 年（計画規模）の 1 時間あたり雨量は合致するのである。

計画規模に相応した 1 時間当たりの降雨量を正面から議論すると、被告主張の 138 mmではなく、110mm が相応であることが明らかになってしまう。110mm/h の降雨では、到底 1400 m³/秒もの流量とならない（実際に既往 1 時間あたり最大雨量が記録された（120mm/h 程度。甲 C2・4 頁参照、）昭和 42 年 7 月 9 日降雨でも最大流量は 947 m³/秒（乙 A40 の 2・15 頁）に止まる）。だからこそ、被告（起業者及び浦瀬証人）は、1 時間あたりの最大雨量の超過確率の検討を懸命に回避しようとしたのである。

なお、起業者の想定する計画規模に応じた時間あたり雨量（甲 C28・2・29）の 3 時間及び 24 時間の欄は、現在被告が主張している数値と完全に合致していることから、起業者の 1 時間あたり最大雨量の認識は、甲 C28 記載の表とおりであることは明白である。これに反する浦瀬証言（浦瀬 226～248 項）は、明らかに証拠との整合性に欠け、また不合理なものであるにもかかわらずその説明を行わない（浦瀬 247 項）。

(4) 結論

以上のとおり、基本高水流量として設定された流量となる確率は、原告主張のとおり 1/500～1/1000 年であり、計画規模の確率 1/100 年とは遠くかけ離れた確率である。

本来なら、降雨波形選定の際に、かかる異常値となる波形を棄却すべきところを、これを棄却するとダムによる治水の必要性がないことが明らかになってしまうことから、ことさらにかかる特異な降雨波形を用いていることは

証拠上明らかとなっている。

3 被告主張を前提とすると棄却検定が無意味なものとなる点について

- (1) 原告らの、仮に3時間当たりの雨量の確率のみの検討でよいとするのであれば、各降雨波形は3時間と24時間の降雨量につき1/100年の確率規模に相応する雨量に引き延ばされているのであるから、あえて技術基準にて棄却検定を求めていることは無意味なものとなるとの指摘について、浦瀬証人は、証言として理解不能な説明を延々に行っている(浦瀬反訳書2・8~9頁)。

その説明は極めて分かりにくい、その要旨は次のとおり。

- ① I型(継続時間内降雨時間全体を一定率で引き延ばす方式、乙C2・40頁・図-3.4.4参照)の場合、ピークが1時間当たり110mm程度に大きくなるので棄却する。

- ② III型(継続時間内雨量と、洪水到達時間内雨量を引き延ばす方式)では、例えば雨が二山(二度のピークがある状態を指していると思われる)場合に、最初のピークを3時間で拡大をし、その後降雨全体を拡大すると3時間拡大をした時間帯(11時までの時間帯)ではなく、他の時間帯(11~13時)の雨に(何かが)変わる可能性がある。

この場合、「計画がぼんと上がる可能性がある」ので棄却する。

(2) 評価

- ①の点は、分かりやすい。降雨全体(24時間雨量)を引き延ばすと1時間当たり110mm程度の数値となる(この数値が異常値であることを前提とする証言である)から棄却する旨の説明である。なお、本件では3時間雨量400mmと設定されているから、110mmというのは、(洪水到達時間と主張される3時間ではなく)1時間あたりの降雨量を指すことは明らかである。

結局、1時間当たりの降雨量(降雨強度)を検討すると過大な数値となる旨の証言となっている。

また、本件で採用した降雨では、1時間当たり雨量は138mmとなっている(浦

瀬 249 項)。このため、棄却すると証言する 1 時間当たり雨量(110mm)をはるかに超える雨量の波形を採用しているため、結局その証言からは、浦瀬証人が言う棄却検定の合理性について何らの説明にもなっていない。

②の点は、そもそも何の合理的説明にもなっておらず、供述内容自体に合理性が欠ける

以上のとおり、この点に関する浦瀬証人の証言は、原告ら指摘の問題点について何ら合理的な説明とはなっていないことは明白である。結局、この点について被告からは何ら合理的な主張・立証はなされていない。すなわち、3 時間（とされる洪水到達時間）の降雨量の超過確率を計画規模のそれと比較するだけであれば、技術基準で求めている棄却検定は無意味となってしまうことは明らかなのである。

4 小括

以上を簡単にまとめる。

被告の 3 時間降雨の超過確率のみを計画規模の超過確率（1/100 年）と比較すれば足りるとの主張には、何ら合理的理由はない。1 時間当たりの降雨量（降雨強度）の超過確率を計画規模の超過確率と比較して初めて技術基準が求める棄却検定の検討をしたこととなる。

にもかかわらず、起業者長崎県は、あえてかかる 1 時間当たりの降雨量の超過確率の検討を回避しているのである。その理由は、1 時間あたりの降雨量の超過確率は 1/500～1/1000 年であり、計画規模とされる 1/100 年からかけ離れた確率となってしまうことが明らかになってしまうからである。

そして、1 時間当たりの最大雨量が生じる確率が基本高水流量として設定された流量が生じる確率となることから、起業者が設定した基本高水流量として設定された流量が生じる確率もまた 1/500～1/1000 年である。

技術基準が求める棄却検定をことさらに行わず、実際には 500 年～1000 年に一度しか生じえないような特異な降雨（とこれによって生じる洪水）を想定

して初めて石木ダムによる治水の必要性が生じる。逆に言えば、そうとでもしなければ、治水面から石木ダム建設の必要性が捻出できなかったのである。

この点においても、起業者のダムありきの姿勢が明確なものとなっている。

第5 石木ダムの効果について

1 はじめに

(1) 原告らは、これまで、石木ダムの効果に関して、

①石木ダムによらずとも過去生じた全ての洪水を防ぐことができる

②万が一、被告が主張する降雨によって基本高水流量としている $1400\text{m}^3/\text{秒}$

(山道橋到達 $1320\text{m}^3/\text{秒}$)が生じたとしても、基準地点より下流の全区間において計画堤防高より低い水位となり、且つ、同区間の大部分において計画高水位以下で流下できること

③治水代替案が客観的・合理的な計算で検討されていないこと

④石木ダムの内水氾濫・支流氾濫に対する具体的効果が検証されていないこと

をそれぞれ主張してきた。

(2) そこで、以下、浦瀬証人に対する尋問の結果、改めて明らかとなった点を指摘しながら、上記の原告らが指摘した事実が認められるべきであって、石木ダムの効果という観点において、そのダムの必要性がないことが明らかであることを確認する。

2 ①過去の洪水を防ぐことができること

(1) この点、過去の洪水を起こした9つの降雨によって生じた実際の基準地点における高水流量はいずれも $1130\text{m}^3/\text{秒}$ 以下であって、過去の水害は石木ダムなくして流下することができることは客観的に明らかである(甲A40-2:15頁)。

その点について、浦瀬証人も、「正確な数字は覚えてませんが、ぎりぎりだったか、超えてないか、ぎりぎりだったと思います。」(浦瀬255項)

と述べており、積極的に $1130\text{m}^3/\text{秒}$ を超えており、流すことができないと供述するものではない。

また、元々、長崎県による説明会においても、その事実は認めていたものであって、この点についてはその事実は存在しないなどという被告の反論もなされていないのであるから、原告主張の事実が認められることは明らかである。

- (2) そして、事業認定の告知（乙A第23号証3頁）中、法20条第3号の要件への適合性の検討の冒頭においては、「梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けており、昭和23年、昭和31年及び昭和42年に災害を受けている。」、「最近では、平成2年7月2日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水97戸及び床下浸水287戸の甚大な被害を受けた」ことを掲げており、起業者は、過去の水害の事実及びその程度を石木ダムの必要性を基礎づける事実として用いているところ、本件では、計画河道によって過去のいかなる降雨に対しても、川棚川を氾濫させず、また、水害を防止することができる能力が備わっているのであるから、石木ダムの必要性を根拠づける事実足りないことは明らかである。

- 3 ②万が一、被告が主張する降雨によって基本高水流量としている $1400\text{m}^3/\text{秒}$ （山道橋到達 $1320\text{m}^3/\text{秒}$ ）が生じたとしても、基準地点より下流の全区間において計画堤防高より低い水位となり、且つ、川棚川の大部分において計画高水位以下で流下できること

- (1) この点について、原告らは、基本高水流量 $1400\text{m}^3/\text{秒}$ が生じた場合に、野々川ダムで $80\text{m}^3/\text{秒}$ を調節した後の $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を調節する必要があるか否かという観点から石木ダムの必要性がないとの主張を行っており、浦瀬証人も基準地点で $1320\text{m}^3/\text{秒}$ をどう調整するかが問題であるとの認識を有しているという点では争いがない（浦瀬270項）。

- (2) そして、計画河道を整備することは確定しており、これによって基準地点

以下で $1130\text{m}^3/\text{秒}$ の流下能力を備えるのであるから、これに加えて石木ダムが必要であるか否かを検討するためには、計画河道が整備されたことを前提に石木ダムがある場合とない場合との比較をすることは必要不可欠である。

そして、その具体的な手法としては、i) 現実の外水氾濫が生ずるかという観点から、 $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を流下させた場合の水位中、計画堤防高を超える部分（すなわち、計画高水位に1メートルを加えた計画堤防高を超える部分）がどの地点で、どの程度超えるか、さらに、ii) 基準地点より下流で $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を流下した場合の水位中、計画高水位を超える部分がどの地点で、どの程度超えるか、が検討されなければならない。

- (3) しかるに、浦瀬証人の供述によれば、i) $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を流下させた場合に、計画堤防高を超える地点があるか、あるとしてどの地点において、どの程度超えるか、という計算自体をしたことがないというのである（浦瀬277項）。

石木ダムを巡っては一貫して反対する住民がいたのであるから、石木ダムの必要性を説得する上で最も重要であるのは、上記の計画河道を整備しても、石木ダムがなければ計画堤防高を超える地点があり、外水氾濫が生ずるといふ事実があるか否かである。

そうであるにもかかわらず、反対する原告らの理解を得る目的を有していた長崎県が、そのような計算自体をしていないのは、原告らが計算して導きだした通り、計画河道が整備された後に $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を流下させた場合、基準地点より下流で計画堤防高を超える地点がないからに他ならず、もっといえば、計算することによってそのような事実が明るみに出てしまうことから、敢えて、長崎県はこのような計算をしなかったのである（浦瀬278項乃至292項）。

- (4) 加えて、ii) 基準地点より下流で $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を流下した場合の水位中、計画高水位を超える部分がどの地点で、どの程度超えるか、についてすら、長

埼玉県は検討していないというのである（浦瀬293項乃至296項）。

そして、この点については、原告らは、当初から、基準地点より下流の特定の区間において、1から44 c m程度しか計画高水位を超える地点がないとの主張をしているところ、被告は、この事実について計算が誤っている、あるいは、事実自体が異なるなどの反論を一切していない。

さらに、本訴訟の争点の一つである石木ダムの効果について、被告代理人と打ち合わせを重ねた、浦瀬証人も、原告らの計算結果について計算が誤っているなどの指摘は一切していない。

これらの弁論の全趣旨及び浦瀬証人の供述に照らせば、原告らの計算によって導かれた、計画河道に1320m³/秒を流下させた場合に一定の区間において1から44 c m程度しか超えない、との事実は客観的に正しく、被告や浦瀬証人はその事実から逃げようとする（目を背けようとする）姿勢を取っていることは明白である。

- (5) このように、万が一、計画河道が整備された後に長崎県が基本高水流量とする1400m³/秒の流量が生じた（野々川ダムで調整した後の1320m³/秒）としても、i) 川棚川の山道橋下流全区間において石木ダムがなくとも外水氾濫は生じえないし、また、ii) 計画高水位以下で流すことができる区間がほとんどであり、その不足高も1から44センチメートル程度と小さいのであるから、原告らの犠牲の上でしか建設することのできない石木ダムは不要と言わざるを得ない。

4 ③治水代替案が客観的・合理的な計算で検討されていないこと

- (1) 上記の通り、ここで検討されるべき治水代替案は、計画河道が整備されたことを前提として、石木ダムが必要であるか否かであるから、石木ダムとその他の方法との比較である。

しかし、被告の主張においても、石木ダムのみの効果を前提とした客観的な検証や代替案の検討はなされておらず、河道整備＋石木ダムの検討がなさ

れているに過ぎない。

本件事業認定処分は石木ダムを建設するためになされているのであるから、その処分の有効性を判断する上では、石木ダムのみの必要性検討がなされなければならない、言い換えれば、河道整備がなされたことを前提とした上、石木ダムが必要であるか否か、石木ダムに代わる代替案としてどのようなものがあるかの検討がなされなければならない。

しかし、これまで述べてきたとおり、石木ダムのみの効果の検討もなされていないければ、石木ダムそれ自体に代わる代替案（ $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ を超えて $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ に至り、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ にもどるまでの40分程度のピークカット、それも100年に一度の洪水、に対する治水対策案）の検討すらなされないまま本件事業認定処分がなされたのであり、石木ダム事業の合理性検討自体がなされていないに等しいのである。

- (2) また、前記第2及び第3項で主張した通り、計画規模1／100及び基本高水流量 $1400\text{m}^3/\text{秒}$ が恣意的に石木ダムありきで導かれた数値であるから、この数値を前提とした代替案の検討は、もはや被告が法20条3号の検討においてその必要性を認める代替案の検討ですらないというべきである。

さらに、浦瀬証人によれば、計画規模の数値の分与がより低い数値による代替案、基本高水流量をより小さくした数値による代替案は検討していない。（浦瀬314及び315項）。

そして、これを検討すれば、治水施設の規模や調節容量も下がる結果、代替案の内容やコストも大きく減じられることが当然に予想されるところ、長崎県が検討していない上、その必要性がないと豪語するのはこれをすれば石木ダムが不要であることが客観的に明らかになるがために他ならない（3316項乃至318項）。

- (3) また、長崎県の川棚川下流域の治水対策は「計画高水流量 $1130\text{m}^3/\text{秒}$ を超えて基本高水流量 $1400\text{m}^3/\text{秒}$ （山道橋到達流量 $1320\text{m}^3/\text{秒}$ ）に対応できる

対策」を指すということができる。すなわち、基本高水流量を導いたハイドログラフに基づく1時間に満たない時間のピーク対応であり、浦瀬証人もその点については認めている（同319乃至330項）。

このように、想定されている基本高水流量1400m³/秒ハイドログラフを基礎に治水容量を検討するのであれば、その流量になる時間は1時間に満たないのであるから、その時間帯において最大流量になる時間帯の流量を調節する方式によるべきであるところ、その方式を採用すると石木ダムは治水容量は計画のように大きなものは必要とならず、その結果、治水代替案の規模も低下し、ひいては石木ダム優位の結論を導くことができないために、起業者長崎県は、敢えて、無害流量が増加したことを踏まえた治水調節方式・治水容量の見直しをすることなく、石木ダムによる治水方式を採用したのである。

(4) また、被告が、稼働掘削案より石木ダムが優位との判断をした（あるいはその判断をした長崎県の判断が客観的合理的であって正しい）と主張するのであれば、被告及び長崎県が、河道掘削案を検討する過程において、

①河道掘削案の検討に用いた河道横断面の座標とその属性（ある年の現況河道、もしくは計画河道など）、②河口から川棚川・石木川合流地点までの各距離標地点の計画河道横断面座標。③河道掘削案における各距離標地点の掘削量及びそのコストの計算過程、④更に、長崎県による掘削案では導流堤1000m、堰付替など掘削以外の費目が見込まれていることから、それら（掘削以外）を必要とする根拠とそれぞれの見積額についての計算過程を明らかにした上で、石木ダムが優位であると主張すべきとして、被告に対して、釈明を求めたのに対し（原告ら第9準備書面）、被告は未だその対応をしないのであり、そのことも弁論の全趣旨として石木ダム優位の結論が誤ったものであることを示すとして考慮されるべきである。

(5) 以上の通り、本件事業認定処分に至る過程の中で、合理的・客観的な代替案

の検討がなされているということとはできないし、長崎県が、敢えてこのような合理性・客観性を欠く恣意的な方法を採用したのは、そうでもしなければ、石木ダム優位の結論を導くことができなかったがために他ならない。

5 ④石木ダムの内水氾濫・支流氾濫に対する具体的効果が検証されていないこと

(1) 原告らは、これまで石木ダムは内水氾濫・支流氾濫に対する具体的効果が客観的に検証されていないと主張してきた。

(2) これに対し、被告は平成2年7月の洪水について外水被害があったことが確認され、石木ダム事業によって洪水時の川棚川の水位が低下すれば、支川から川棚川本川への水の流入量が増えるため、支川の氾濫等による被害の軽減も期待されるのであり、支流の氾濫の可能性が考慮されていないとはいえず、また、河道断面、降雨量、河川水位の観測資料から既往洪水を検証し、流出解析の妥当性も確認していることから、洪水被害の原因分析がされていないともいえない」と主張したが、被告が主張する石木ダム建設による支流氾濫等による被害の低下なるものは客観的資料・客観的事実に基づかない単なる希望的観測に過ぎず、さらに、長崎県が、内水氾濫・支流氾濫について当然行うべきである石木ダムによる具体的効果の客観的な検証をしなかったのは、石木ダムが内水氾濫・支流氾濫を防止する上で何ら効果はなく、石木ダムによって内水氾濫・支流氾濫を防ぐことができないことが自明の理であるからに他ならない。

(3) そして、この点について、浦瀬証人は、事業認定時点において、想定される降雨があった場合、基準地点より下流の地域で、内水氾濫が起きるか、また、川棚川の基準地点以下の支流で支流氾濫が起きるのかというシミュレーションについて、「厳密なシミュレーションはしてません」（浦瀬344項）と供述し、石木ダムが建設された場合に内水氾濫及び支流氾濫に与える具体

的な効果について「数値は出してません」（浦瀬347項）と述べ、シミュレーションをすることは可能である（同349及び350項）とするのである。

- (4) さらに石木ダムが完成したとしても想定降雨があった場合に、内水氾濫・支流氾濫が絶対に生じないということはできないとしていること（同355項）、川棚川が設定している計画規模が1/10であること（363乃至365項）に照らせば、被告が主張する、内水氾濫・支流氾濫に対する効果は、客観的な検証がなされていない抽象的な希望的観測に過ぎず、結局のところ、想定降雨があった場合に過去の水害（特に平成2年7月2日の降雨）の主な原因である下流域の内水氾濫を防ぐことができないならば、その一帯に水害が生ずるのであるから、石木ダムの効果はないに等しいと言わざるを得ない。

- (5) 以上の通り、浦瀬証人の尋問の結果、石木ダムが内水氾濫及び支流氾濫に対する効果は希望的観測に過ぎないことが明らかとなっており、同時に、石木ダムによって内水氾濫・支流氾濫を防ぐことはできないのであるから、この点に照らしてもやはり石木ダムの必要性はないと言わざるを得ない。

6 まとめ

- (1) 以上の通り、浦瀬証人の尋問の結果、①石木ダムによらずとも過去生じた全ての洪水を防ぐことができ、②万が一、被告が主張する降雨によって基本高水流量としている1400m³/秒（山道橋到達1320m³/秒）が生じたとしても、基準地点より下流の計画堤防高を上回る地点はなく、且つ、川棚川の大部分において計画高水位以下で流下でき、計画高水位を超える程度も1から44cm程度に過ぎず、③治水代替案が客観的・合理的な計算で検討されておらず、④石木ダムの内水氾濫・支流氾濫に対する具体的効果が検証されておらず、長崎県乃至被告の希望的観測に過ぎないことがいずれも明らかとなっている。

- (2) また、石木ダムは、被告の主張によっても、100年に1回の確率で、1時間に満たない時間帯において、計画高水位を1から44cmを超えることを防ぐため

（先に主張したとおり計画堤防高を超えるものではなく、外水氾濫を防ぐことを直接の目的とするものではない）に必要とされるものである。

他方で、原告らが被る犠牲は訴状で述べた通り、人が社会で生きていく上の根幹にかかわるものであって極めて甚大であり、金銭で填補できる性質のものではない。

- (3) よって、このような必要性のない石木ダムによって回復不能の損害を被らせる事態は、現行憲法下・現行法令下で想定されていないというほかなく、本件事業認定処分は取り消されなければならない。

第6 総括

- 1 以上述べたとおり、石木ダムの治水面上における必要性について具体的な立証がなされていない。むしろ、証人尋問によってその具体的必要性がないことが明らかとなっている。

浦瀬証人が述べたように、本件石木ダム計画は、昭和 50 年の段階でダムを造るということは確定しており（浦瀬 90 項）、その後は作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合するように確認をただけである。ゼロベースでの見直しなど全く行っていないのである。整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけであり、具体的な必要性の有無の検討など行われていないのである。

- 2 法 20 条 3 号の要件適合性は、その土地が事業の用に供されることによって得られる公共の利益と、その土地が事業の用に供されることによって失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる必要があるところ、本件では、上記各論で検討したとおり、当初よりダムありきの数字合わせがなされたにすぎず、石木ダムそれ自体が将来客観的に予想される規模の水害を防ぐために必要ではないことが明らかとなっており、失われる利益も憲法上の高度の保障を受ける各権利であり、代替案の

比較検討自体も事業計画の合理性を基礎づけるものとなっていないことが明らかとなった。

よって、同号の要件を充足しないこともまた明らかである。

- 3 また法 20 条 4 号の要件適合性は、当該事業が土地収用という手段をとることについて公益上の必要に欠けるところはないか否かを審査するものであり、事業を早期に施行する必要性、起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性から判断されると解されるところ、本件では、40 年以上にわたって完成してないダムであり、事業認定時点における必要性も皆無であるから、事業を早期に施行する必要性はなく、また先の準備書面における利水及び本準備書面における治水の両面において、その必要性がないのであるから、本件事業認定時の資料による治水容量を前提とした起業地の収用が必要であるはずはなく、同号の要件も満たさないというべきである。
- 4 そうすると、事業認定庁が、これまで主張してきた石木ダムありきの各事実経過、起業者が作成した欺瞞に満ちた事業認定申請資料を客観的に審査、検討、そして判断していれば、同条各号の要件を満たさないことが明らかであったところ、その点を看過して本件事業認定処分がなされたのであるから、その判断に裁量の逸脱又は乱用があったものと言わざるを得ず、取り消されるほかない。

以 上